

分収林契約適正化事業（新規）

【平成25年度概算決定額 104,450（0）千円】

事業のポイント

林業公社等が管理している分収林の計画的・効率的な森林整備を促進するため、植栽木等の成長が悪い森林等について、林業公社等が引き続き管理経営していくべきか否かを調査します。

その上で、分収林として管理経営すべきではないと判断された森林については、分収林契約を解除し、必要に応じて森林施業受委託を促進するなど、契約の適正化を図ります。

- ・ 林業公社等が管理している分収林については、木材価格の下落等によって採算性が悪化する一方、造林及び保育に要した借入金の残高の累増により、その計画的・効率的な森林整備が困難になっています。
- ・ 分収林契約の満了後に伐採跡地が土地所有者に返還されても、収入不足等から自主的造林が放棄され、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあります。
- ・ このため、分収益による再造林が見込めないと判断される森林については、分収林契約を解除し、必要に応じて森林施業受委託を促進するなど、契約の適正化を図ります。

政策目標

多様な森林づくりに誘導する分収林の割合 70%→100%

<内容>

以下の活動に対して支援します。

- ① 分収林のうち植栽木等の成長が悪い森林や木材の搬出が困難な森林等について、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査・分析を行い、今後の取扱を検討するために必要な経費に助成
- ② 検討結果を踏まえ、分収林契約の解除及び契約解除後の受委託契約の締結、又は分収林契約の期間延長など、契約適正化に必要な経費に助成

<補助率>

1 / 2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成25年度～29年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]